

あきる野市特定子ども・子育て支援施設等に対する指導検査に関する基準

令和4年6月1日適用

あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要領第10条の2に基づく文書指摘及びその他の指導を行う際の基準は、以下のとおりとする。

評価区分	指導形態	内容
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合や改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は、「口頭指摘」とする。
B	口頭指摘	福祉関係法令以外の関係法令又は関係通知等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	関係法令及び関係通知等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

【凡例】以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No	法令・通知名	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
3	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
4	令和元年11月27日府子本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号通知「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」	府子本第689号通知
5	平成27年3月2日規則第3号「あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則」	市確認規則

目次

1	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	… P1	5	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	… P3
2	利用料及び特定費用の額の受領	… P1	6	秘密保持等	… P3
3	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	… P2	7	記録の整備	… P4
4	施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	… P3	8	申請事項の変更の届出	… P4